

労働者派遣個別契約書

(甲)と株式会社エコーインターナショナル 東京支店(乙)とは、労働者派遣基本契約に基づき、以下の通り労働者派遣個別契約を締結する。

派遣先 就業場所	事業所名・組織単位	[]		
	所在地	東京都 []		
	責任者	[]	職名	[]
	※就業中の就業場所はツアーの先行			
派遣元	事業所名	株式会社エコーインターナショナル 東京支店 許可番号 第13-080007 TEL 03-3230-7981		
	責任者	[]	職名	支店長
派遣就業者の人員		1名	無期雇用派遣労働者に 60歳以上の派遣労働者に	<input type="checkbox"/> 限定； <input type="checkbox"/> 限定しない <input type="checkbox"/> 限定； <input type="checkbox"/> 限定しない
協定対象派遣労働者(労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定の対象となる派遣労働者)であるか否かの別		協定対象派遣労働者に限定する(有効期限：20[]年03月31日)		
期間制限を受けない業務について行う労働者派遣に関する事項		期間制限を受けない業務：「該当しない」 有期雇用労働者について、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について当該手続を適正に行っていない場合、派遣労働者個人単位の期間制限の根拠日を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合、派遣先は派遣労働者に対する労働契約申込みし制度の適用となる。		
派遣業務の内容		※就業業務内容 ※就業業務法令第4条第1項11号に該当および就業業務に付随する打合・精算業務・責任の程度 ※派遣業務基本契約書に基づく、派遣添乗員の責任の範囲とする。		
派遣先の指揮命令者		[]	職名	[]
派遣期間・就業日		打合業務 有り ※就業業務 20[]年06月30日～20[]年07月01日		
所定時間	就業時間	(原則として午前8時から午後8時までとする。〔派遣先旅行業務に定められた旅行者に対する添乗サービス提供時間〕。ただし、実際の始業・終業・休憩時間については1か月単位の労務時間規則を適用し、派遣先の定めによるものとする。また、具体的には就業業務の円滑な遂行に資するよう派遣添乗員が自己の責任において管理することができるものとする。		
	休憩	労働時間の途中に合計して60分		
休日		週1日を原則とする。週1日の休日が確保できない場合は4週につき4日の休日とする。		
時間外労働 休日労働		業務の必要がある場合、時間外・深夜・休日労働を命じることがある。ただし、時間外・休日労働は36協定に定める範囲とする。		
安全衛生の事項		派遣元は派遣従業員に対して、健康相談およびメンタルケアの利用を促進する。派遣労働者が労働災害に被災した場合は、派遣先は速滞なく派遣元責任者へ連絡するとともに、労働者災害報告書の写しを派遣元に送付する。		
福利厚生施設の利用等		・教育訓練の実施 ・福利厚生施設の利用 派遣先の設定に基づき、これらの待遇を確保する。		
派遣者からの 苦情申出先	派遣先	[]	職名	[] TEL []
	派遣元	[]	職名	[] TEL []
派遣契約の解除に当たって行われる労働者の雇用の変更に関する措置		派遣労働者からの苦情を申し受けた場合、双方の責任者が中心となり誠意をもって速滞なく該当苦情の適切かつ迅速な処理を計るとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。		
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の就業禁止措置		1)労働者派遣契約の解除の申入れ 甲は専ら甲に起因する事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行うおとする場合、乙の同意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申し入れを行うこととする。 2)就業禁止の確保 甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行う場合には、甲による派遣先社での就業あつせん、乙による他の派遣先確保等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会を確保することとする。 3)損害賠償に係る適切な措置 甲及び乙は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行うおとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を怠ることとし、これができないうちは甲が派遣労働者の休業により生ずる休業手当に相当する額以上の額について甲は損害の賠償を行うこととする。やむを得ず乙が派遣労働者を解雇する場合には解雇予告手当に相当する額以上の額について甲は損害の賠償を行うこととする。その他、甲及び乙と十分に協議した上で適切な事後処理方を講ずることとする。また、甲及び乙のそれぞれに属する損害部分の割合について十分に考慮することとする。 4)労働者派遣契約の解除の理由の明示 甲は労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行うおとする場合であつて、乙から請求があつたときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙乙に対し明らかにすることとする。		
派遣先が派遣労働者を雇用する場合の就業禁止措置		労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を雇用する場合には、職業紹介を経由して行うこととし、派遣先は派遣元事業主に対して手数料を要しないものとする。		

20[]年06月23日

派遣先： [] 株式会社 []
(甲) []
東京都 []

派遣元： 派13-080007
(乙) 株式会社エコーインターナショナル
東京支店

東京都千代田区麹町3-3-8丸増麹町ビル4階
支店長 []